

令和6年11月通常会議

議案第147号

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年12月12日

都市計画部 都市計画課

1 改正の経緯

◆「宅地造成等規制法(旧宅造法)」が「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)」に改正

本市は、旧宅造法に基づく宅地造成工事規制区域に替えて、新たに盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定し、令和7年4月1日より運用開始。



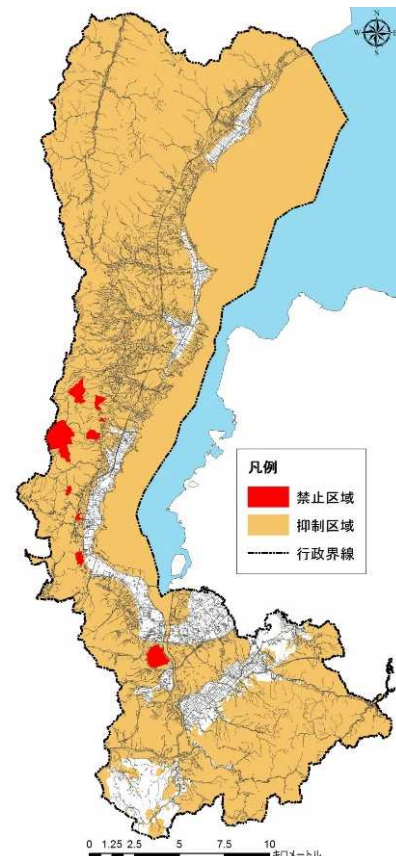
本条例で規定する太陽光発電設備の設置抑制区域は、旧宅造法に基づく宅地造成工事規制区域の範囲を準用しているため、法改正に伴い、区域の変更を行う。
また、合わせて許可申請手数料の見直しを行うもの。

2 改正の概要(①条例第6条)

本条例に基づき指定できる抑制区域の構成区域の一つである「旧宅造法に基づく宅地造成工事規制区域」を「盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域」に改正。

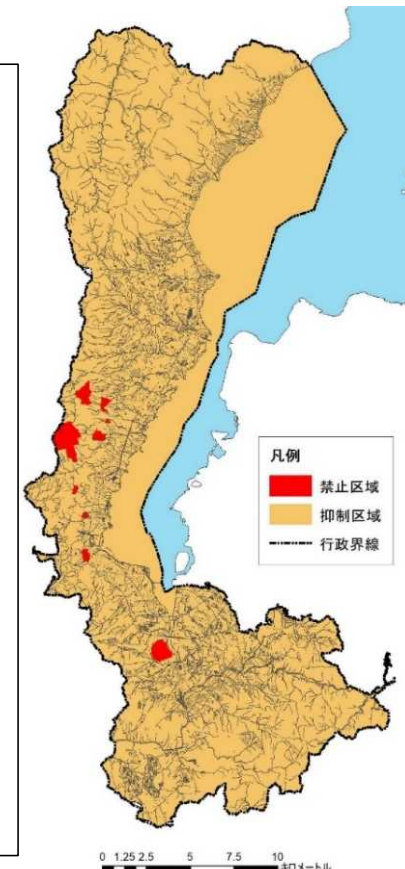
(変更前)

- 禁止区域
 - (1)歴史的風土特別保存地区
- 抑制区域
 - (1)砂防指定地
 - (2)伝統的建造物群保存地区
 - (3)国定公園・県立自然公園
 - (4)地すべり防止区域及びこれに準ずる区域
 - (5)宅地造成工事規制区域
 - (6)歴史的風土保存区域
 - (7)風致地区
 - (8)急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所
 - (9)土砂災害特別警戒区域及び土石流危険渓流
 - (10)鳥獣保護区



(変更後)

- 禁止区域
 - (1)歴史的風土特別保存地区
- 抑制区域
 - (1)砂防指定地
 - (2)伝統的建造物群保存地区
 - (3)国定公園・県立自然公園
 - (4)地すべり防止区域及びこれに準ずる区域
 - (5)宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域
 - (6)歴史的風土保存区域
 - (7)風致地区
 - (8)急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所
 - (9)土砂災害特別警戒区域及び土石流危険渓流
 - (10)鳥獣保護区



宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域が全市域を対象に指定されることから、**本条例に基づく抑制区域も禁止区域を除く市域全域に指定。**

2 改正の概要(②条例第22条)

太陽光発電設備の設置に関する工事の許可申請手数料の見直し

本条例に基づく許可申請手数料は、宅地造成に関する工事の許可における審査項目と類似していることから、宅地造成に関する工事の許可申請手数料を準用し、面積規模に応じた手数料算定区分も同じ区分で定めている。

➡ 宅地造成に関する工事の許可申請手数料の見直しに伴い、本条例に基づく許可申請手数料についても同じ改定率で見直しを行うもの。

◆宅地造成に関する工事の許可申請手数料

	改定前	改定後	改定率（一例）
500平方メートル以下のとき	12,000円	13,000円	8.33%

◆本条例の手数料

事業区域面積に応じて定める額	改定前	改定後	改定率（一例）
500平方メートル以下のとき	4,800円	5,200円	8.33%

◆施行日 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第4項の規定による公示の日又は同法第26条第4項の規定による公示の日のいずれか早い日。

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例（平成２９年条例第５３号）新旧対照表

現行	改正後（案）
大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例 平成２９年１２月２２日 条例第５３号 改正 令和３年３月２６日条例第３１号 令和５年３月２４日条例第２４号 （抑制区域） 第６条 市長は、次に掲げる区域のうち、災害の防止又は良好な自然環境等の保全のため、特定事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定することができる。 （１） 砂防法（明治３０年法律第２９号）第２条の規定により指定された土地の区域 （２） 文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第１４３条第１項又は第２項の伝統的建造物群保存地区の区域 （３） 自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）第２条第３号の国定公園及び同条第４号の都道府県立自然公園の区域 （４） 地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の地すべり防止区域及びこれに準ずる区域	大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例 平成２９年１２月２２日 条例第５３号 改正 令和３年３月２６日条例第３１号 令和５年３月２４日条例第２４号 令和〇年〇月〇日条例第〇号 （抑制区域） 第６条 市長は、次に掲げる区域のうち、災害の防止又は良好な自然環境等の保全のため、特定事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定することができる。 （１）から（４）まで （略）

(5) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「令和4年宅地造成等規制法改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧宅地造成工事規制区域

(6) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第4条第1項の歴史的風土保存区域（同法第6条第1項の歴史的風土特別保存地区の区域を除く。）

(7) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の風致地区の区域

(8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域及びこれに準ずる区域

(9) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域及びこれに準ずる区域

(10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の鳥獣保護区の区域

(手数料)

第22条 第7条第1項又は第13条第1項の許可を受けようとする者は、当該許可の申請の際、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 第7条第1項の許可の申請に対する審査 1件につき 次に掲げる額を合算した額

(5) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項の宅地造成等工事規制区域及び同法第26条第1項の特定盛土等規制区域

(6) から (10) まで (略)

(手数料)

第22条 第7条第1項又は第13条第1項の許可を受けようとする者は、当該許可の申請の際、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 第7条第1項の許可の申請に対する審査 1件につき 次に掲げる額を合算した額

ア 事業区域の面積に応じ、次に定める額

事業区域の面積	金額
500平方メートル以下のとき	<u>4,800円</u>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき	<u>8,400円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき	12,400円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のとき	<u>18,800円</u>
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	<u>26,800円</u>
10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のとき	<u>44,000円</u>
20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のとき	<u>68,000円</u>
40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のとき	<u>100,000円</u>
70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のとき	<u>136,000円</u>
100,000平方メートルを超えるとき	<u>168,000円</u>

ア 事業区域の面積に応じ、次に定める額

事業区域の面積	金額
500平方メートル以下のとき	<u>5,200円</u>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき	<u>8,800円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき	12,400円
2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のとき	<u>18,000円</u>
3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のとき	<u>22,800円</u>
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	<u>30,400円</u>
10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のとき	<u>48,000円</u>
20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のとき	<u>72,000円</u>
40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のとき	<u>116,000円</u>
70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のとき	<u>168,000円</u>
100,000平方メートルを超えるとき	<u>220,000円</u>

加算対象区域の面積	金額
５００平方メートル以下のとき	<u>７，２００円</u>
５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以下のとき	<u>１２，６００円</u>
１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以下のとき	１８，６００円
２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以下のとき	<u>２８，２００円</u>
５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以下のとき	<u>４０，２００円</u>
１０，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以下のとき	<u>６６，０００円</u>

又は森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項の許可に係る区域以外の区域をいう。以下同じ。）がある場合にあつては、加算対象区域の面積に応じ、次に定める額

加算対象区域の面積	金額
500平方メートル以下のとき	<u>7,800円</u>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき	<u>13,200円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき	18,600円
2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のとき	<u>27,000円</u>
3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のとき	<u>34,200円</u>
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	<u>45,600円</u>
10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のとき	<u>72,000円</u>

20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のとき	<u>102,000円</u>	20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のとき	<u>108,000円</u>
40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のとき	<u>150,000円</u>	40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のとき	<u>174,000円</u>
70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のとき	<u>204,000円</u>	70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のとき	<u>252,000円</u>
100,000平方メートルを超えるとき	<u>252,000円</u>	100,000平方メートルを超えるとき	<u>330,000円</u>
(2) 第13条第1項の許可の申請に対する審査 1件につき 次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が<u>420,000円</u>を超えるときは、<u>420,000円</u>とする。 ア 設置工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、事業区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の事業区域の面積、事業区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の面積）について前号の規定により算定した額に10分の1を乗じて得た額 イ 事業区域への新たな土地の編入に係る事業計画の変更については、新たに編入される土地の面積について前号の規定により算定した額 ウ その他の変更については、<u>10,000円</u>		(2) 第13条第1項の許可の申請に対する審査 1件につき 次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が<u>550,000円</u>を超えるときは、<u>550,000円</u>とする。 ア 設置工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、事業区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の事業区域の面積、事業区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の面積）について前号の規定により算定した額に10分の1を乗じて得た額 イ 事業区域への新たな土地の編入に係る事業計画の変更については、新たに編入される土地の面積について前号の規定により算定した額 ウ その他の変更については、<u>11,000円</u>	
2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。		2 (略)	